

姫路市立保育所における紙おむつの定額制利用サービス事業実施に係る覚書（案）

姫路市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり姫路市立保育所における紙おむつの定額制利用サービス事業覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は姫路市立保育所における紙おむつの定額制利用サービス（以下「サービス」という。）事業を適正に実施するために必要な事項を定めるものである。

（サービスの導入）

第2条 サービスの導入は保育所単位とし、1か所につき利用希望者が1名以上となる場合にはサービスを導入するものとする。

（実施期間）

第3条 実施期間は下記のとおりとする。

令和8年6月1日から令和10年3月31日まで

ただし、サービスを導入している施設が、民間移管、民間委託及び統廃合により甲による運営を終了する場合は、業務期間終了前でも当該施設によるサービスを終了する。

なお、本覚書締結日から令和8年5月31日まではサービス提供のための準備期間とする。

（事業内容）

第4条 事業内容は要求水準書、提案内容等によるものとする。

（実施場所）

第5条 実施場所は下表のとおりとする。

| | 施設名 | 所在地 |
|---|---------|-----------------|
| 1 | 飾磨保育所 | 姫路市飾磨区中島1130-6 |
| 2 | 中央乳児保育所 | 姫路市東今宿5丁目3-22 |
| 3 | 中央保育所 | 姫路市神子岡前1丁目11-29 |
| 4 | 城東保育所 | 姫路市城東町65-1 |
| 5 | 広西保育所 | 姫路市広畠区吾妻町2丁目9-1 |

（利用料金）

第6条 利用金額は、1ヶ月定額円（消費税及び地方消費税相当額を除く。児童1

人あたり)とする。

(請求と支払い)

第7条 利用料金の支払(還付を含む。)については、乙とサービスの利用者の間で行い、甲は関与しない。

(紙おむつの規格)

第8条 紙おむつの規格は下表のとおりとする。

| サイズ | タイプ | 銘柄 |
|-----|-----|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(災害時の紙おむつ等の使用について)

第9条 災害警戒本部または災害対策本部が設置された場合において、甲が乙に要請したときは、その時点で各導入施設が保管する未使用の紙おむつは甲の判断により本サービスの利用に関わらず、在園児に使用できることとする。

この場合において、保管している紙おむつの精算はによる。

(遵守事項)

第10条 作業の遂行にあたり、紙おむつ等の運搬車両に関し道路交通法令を遵守するとともに、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)等関連法令を遵守しなければならない。紙おむつの配達等を委託する場合、委託の相手方についても同様に上記の法令を遵守しなければならない。

第11条 乙は、市の事務等からの暴力団の排除に関する要綱を遵守し、本覚書締結までに同要綱に定める誓約書(様式第1号)を提出しなければならない。

(解除権)

第12条 甲は、乙が事業の履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、直ちに本覚書を解除することができる。

また、甲が本サービスの内容に著しい不備があると判断したとき、甲は3ヶ月後に本覚書を解除することができる。

(守秘義務)

第13条 乙は、事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本覚書の期間終了後及び解除後も、同様とする。

乙は、事業の実施に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(その他)

第14条 本覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して、これを定める。

上記事業について、甲と乙は、各々の対等な対場における合意に基づいて、公正な覚書を締結する。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

代表者 姫路市長 清元 秀泰

乙